

令和2年 第13回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年8月3日(月)
開会 午前11時00分 閉会 午前11時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習理事 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第49号 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について
 - (2) 議案第50号 欠番
 - (3) 議案第51号 令和2年度京丹後市文化協会小さな発表会配信事業の開催に係る共催について
 - (4) 報告第17号 京丹後市史跡整備検討委員会委員の委嘱について
 - (5) 報告第18号 公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について
 - (6) 報告第19号 行政財産の用途廃止について
 - 【追加議案 議案第52号、報告第20号】
 - (7) 議案第52号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (8) 報告第20号 京丹後市情報公開・個人情報保護審査会による答申について
- 7 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る7月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 8月学校行事予定について
 - ② 8月保育所・こども園行事予定について
 - ③ 生涯学習課の当面の主な行事予定等

8 会 議 録 別添のとおり (全12頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年8月25日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 久下 多賀子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
- 教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
- 子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文
- 文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

ただいまから「令和2年第13回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日は、教育委員の皆さんには峰山放課後児童クラブの視察についてお世話になりました。大変申し訳なかったのですが、私と次長は参加させていただきませんでした。

夏休みに入り、多くの子どもたちが午前中から児童クラブを利用していますが、視察いただいたとおり、高速道路の工事の関係で、7月から旧丹波小に場所を変え運営をしています。場所が学校の跡施設ですので、よい環境で運営できているのではないかと考えていますが、庁舎整備の関係でこの施設の取扱いがどうなっていくかは今後の大きな課題だと思っています。また、運営は総合サービスに委託していますが、コロナの関係で苦勞いただいているのではないかと考えています。合併当時のことを考えると、社会環境の変化に伴い、児童クラブの利用が増加している状況である一方、子どもたちにとって何がよいかということは常に考えておく必要があると思っています。

コロナウイルスの関係については、全国で感染者が大幅に増加してきており、京丹後市においても様々な対策を行っているところです。先日、軍人関係の感染者が出ましたが、いつどのようなことが起きるかわからないということを考えておくよう関係機関には指示をしているところです。学校では、2学期になると大きな行事が実施されますし、修学旅行についても、今後の状況を注視しなければいけないと思っています。

生涯学習の分野でも秋には様々な行事を予定していきまして、工事を進めていますはごろも陸上競技場と丹後図書室の完成の式典を10月頃に、また11月1日には延期をいたしました成人式を開催することとしており、委員の皆さんにもお世話になりますが、よろしく願います。

本日は、「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」をはじめ3議案と、報告4件の審議を予定していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

それでは、令和2年第12回教育委員会（7月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

〈吉岡教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
久下委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

議案第49号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第49号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」を説明させていただきます。

琴引浜鳴き砂文化館は、琴引浜の鳴き砂の保全及び保護啓発活動、自然環境学習の援助並びに推進を図ることを目的に、平成14年に設置された施設です。建物は、公益財団法人日

本ナショナルトラストが建築したもので、京丹後市が賃貸借をしているものです。平成18年度の指定管理者制度の導入後、地元の掛津区を指定管理者として管理を行っていましたが、今回、掛津区から指定管理者の辞退の申し出があったため、開館時より琴引浜及び鳴り砂の保全に関わってきた琴引浜の鳴り砂を守る会を新たに指定管理者として指定するものです。

琴引浜の鳴り砂を守る会は、長年にわたって琴引浜の保護啓発活動を行ってきた地元団体であり、開館以来、団体の事務所を琴引浜鳴き砂文化館館内に置き、現指定管理者の掛津区とともに管理運営に深く関わってきました。文化館建設当初の経過や建物所有の公益財団法人日本ナショナルトラストとも良好な関係であることから、一般公募ではなく、引き続き地元関係団体が指定管理者として管理を行うことが適当であると考え、琴引浜の鳴り砂を守る会を新たに指定管理者として指定するものです。

団体の概要は、所在地を京丹後市網野町掛津1250番地琴引浜鳴き砂文化館内としており、設立年月日は1987年6月13日、現会長は網野町掛津在住の谷口勲氏、会員数は110名であり、国天然記念物及び名勝に指定されている琴引浜の自然環境と浜に分布する鳴き砂を保護していくことを目的に設立された団体です。主な取組みとして、漂着物調査の実施、夏季の海水浴シーズンのパトロールの実施、全国鳴き砂ネットワーク主要団体でもあり、京都府環境フェスティバルに参加するなど、行政と連携をした取組みを中心に活躍しています。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

なお、今回御承認いただければ、9月議会に上程することとしていることを申し添えます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第49号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

確認をさせていただきたいと思います。

今まで管理に携わっておられた方たちが管理をして、実質的に管理者はほぼ変わらないということでしょうか。

そして、子どもたちがよく社会科見学とか丹後学なんかで利用していますけども、そのあたりのサービスといたしますか、利用料金、時間等はほぼ変わらないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

<新谷文化財保護課長>

まず、管理の関係につきましては、開館段階から、展示設営や内容に関わっておられたということがあります。現在でも、年間何回か管理運営会議がありまして、その中に守る会の

皆さんに御出席いただいておりますので、開館以来、引き続き運営に携わっておられるという立場の方だなと感じています。

サービスの関係ですが、確かに、田村委員がおっしゃいますように丹後学の関係で、小学校6年生が大地の学習で訪れたり、普段も、入館して展示を見学されるだけではなく、料金はかかりますけども体験事業がありまして、小学校の親子行事などでも御利用いただいているのですけども、その辺に関しましては引き続き変わらずさせていただくことになっていきますし、体験事業は材料などが必要なので、親子行事で御活用いただく際にも有料になっていまして、それは引き続きそのままという形で聞いています。以上です。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第49号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

続きまして議案第50号ですが、大変申し訳ないですが、取下げをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第51号「令和2年度京丹後市文化協会小さな発表会配信事業の開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第51号「令和2年度京丹後市文化協会小さな発表会配信事業の開催に係る共催について」を説明させていただきます。

まず事業目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、京丹後市文化協会の活動

を自粛・縮小せざるを得ない状況となっている中、芸術文化活動の継続を保つ取組みとして、インターネット・ケーブルテレビ等を活用した新たな発表の場とするために実施されるものです。

内容につきましては、「舞台発表」と「展示発表」に分け、それぞれ、市総合文化祭で発表を予定していた団体による発表を撮影し、市ケーブルテレビ等で放映、配信するというものです。

主催は京丹後市文化協会、申請者は同会長、田崎敬章氏です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第51号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第51号「令和2年度京丹後市文化協会小さな発表会配信事業の開催に係る共催について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、報告第17号「京丹後市史跡整備検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第17号「京丹後市史跡整備検討委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

京丹後市史跡整備検討委員会は、市内に点在する歴史的及び文化的に貴重な史跡を適切に保存並びに管理し、自然景観及び風土との調和を図りつつ、本市の観光資源、学術資料等として有効な活用を図ることを検討することを目的に設置されているもので、委員は15人以内で組織し、市民及び史跡等の文化財について優れた識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱するとされています。

本来ですと人事案件であるため、事前に審議いただくべきものですが、区長交代と行政関係者の交代のため、本定例会の報告とさせていただきます。

任期は、前任委員の残期間である令和3年6月30日までとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第17号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、報告第18号「公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

報告第18号「公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について」を説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上出資している法人については、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないこととなっており、京都府丹後文化事業団の経営状況について、9月の市議会定例会で提出する予定としているため、事前に教育委員会で報告させていただくものです。

1ページに令和元年度の実施事業について記載しています。

主な事業は、自主・共催事業では、「丹後映画大好き劇場」など映画上映会のほか、「サンクトペテルブルグ国立舞台サーカス」「中村雅俊コンサート」など10事業を企画、内9事業

を実施しています。また、丹後地域の芸術文化団体の育成のため、「丹後文化芸術祭事業」として「第35回丹後吹奏楽フェスティバル」など9事業を企画、内8事業を実施しています。

3ページから4ページにかけて正味財産増減計算書を添付していますが、令和元年度の決算状況については、事業収益や補助金など経常収益の計が約4,169万円、事業費、管理費などの経常費用の計が約4,046万円で、差引き約123万円の黒字決算となっています。

各種補助事業を活用した事業実施や、入場料収入などによる事業収益金の確保、維持管理経常の削減に努めた結果、6年連続の黒字決算となりましたが、年度末にはコロナの影響を受け、使用料収入や入場者が大きく減少するなど、厳しい経営、財政状況となっています。

今年度におきましても、丹後文化事業団が、本市の文化のまちづくりの中心的な団体としての役割を担い、文化芸術活動が一層推進されるよう、支援に努めたいと思っています。

以上、報告とさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

報告第18号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第19号「行政財産の用途廃止について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

報告第19号「行政財産の用途廃止について」を説明させていただきます。

今回対象となる財産は、京丹後市立久美浜小学校の学校用地で、久美浜町小字西本町4022番地の土地、面積は49平方メートルです。

登記簿で確認しますと、当該土地は、大正5年1月10日に旧熊野郡久美浜町久美谷村学校組合が贈与を受け、京丹後市に引き継いだものです。

3ページ目をご覧ください。対象土地については、久美浜湾の護岸で、斜線で囲ってある箇所です。前後しますが、2ページ目の学校施設台帳をご覧ください。この台帳上と照合しましたところ、学校用地としての用途の明示がなく、また、当該土地について、現況の公簿地目が畑ですが、既に海没している土地であることが確認できます。

これらの現況から判断し、教育財産として供することが見込まれず、去る6月26日付で用途廃止したものです。なお、用途廃止後は、京丹後市公有財産規則第35条第2項の規定

により、普通財産として京丹後市が管理する財産となります。

本来でしたら、6月定例会で御審議いただくべきものですが、この間、土地の調査、京都府との調整などで時間を要し、本定例会の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

報告第19号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

続きまして、追加議案として、議案1件と、報告1件を予定しています。

まず、議案第52号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第52号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正の趣旨は、令和2年8月1日から令和4年3月31日までの間、実施いたします。公共施設の市民無料開放を運用するにあたり、減免申請の特例について、必要となる2つの条例施行規則を改正するというものです。

まず、京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則新旧対照表をご覧ください。当規則第9条第1項第3号では、「使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書により市長に申請しなければならない」とされていますが、今回、附則において、減免申請の特例として、令和2年8月1日から令和4年3月31日までの「市民無料開放に係る減免」については、利用者の手続きの簡素化を図るために、使用者による減免申請の提出を要しない旨、規定するというものです。

次の、京丹後市社会体育施設条例施行規則についても、同様の改正内容となっています。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第52号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<久下委員>

期限が区切っているのですが、その期限の理由は何ですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

この公共施設の市民無料開放につきましては、去る6月議会で関係する予算について議会でも説明して承認いただいたのですが、この取組みは、令和2年8月1日から令和4年3月31日まで無料開放を行うということが決まっていますので、それまでの間の減免申請については特例を今回設けるということで、その無料開放の期日に合わせたということです。

<田村委員>

これはコロナ対策という解釈でよろしいのでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

主にはコロナの関連ということで、この間、市民の皆さんいろいろな活動の制約も受けたりする中で、健康増進であったり、市民のスポーツ活動やコミュニティ活動を、使いやすい状況を整えて活発に活動してもらおうということで、1年あまり、期間を設けて取り組むということです。教育委員会の施設だけでなく、市の公共施設、貸館施設、全体で同じような扱いを行うということです。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第52号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、報告第20号「京丹後市情報公開・個人情報保護審査会による答申について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第20号「京丹後市情報公開・個人情報保護審査会による答申について」を説明させていただきます。

本件は、京丹後市教育委員会が令和2年4月7日に行った公文書非公開決定に対する処分について、請求人から、審査請求書が提出されたことに起因しています。

そのため、当該審査請求に対する裁決について、教育委員会の弁明書を添え、京丹後市情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたしました。

この度、京丹後市情報公開・個人情報保護審査会の議を経て、諮問に対する答申書が送付されましたので、この間の経過について説明をさせていただくものです。

1枚めくっていただいて、別紙のほうをご覧くださいと思います。

3月24日に公文書公開請求書を教育総務課で收受をさせていただきました。内容を見させていただいたところ、一部の内容に個人情報が含まれていたために、4月7日、この件に関する公文書部分については公開を決定し、個人情報に関する部分については、公文書非公開決定として、教育総務課から総務課経由で決定通知書を請求人に交付をさせていただいています。

5月14日に公文書非公開決定通知書に対する審査請求書が提出され、教育総務課のほうで收受をさせていただいています。

5月25日、先ほどの審査請求書に対する弁明書を京丹後市情報公開・個人情報保護審査会に提出をし、併せて審査請求者に対して審査会への諮問通知書を交付させていただいています。

6月10日に審査請求者より弁明書に対する意見書の提出がなされ、教育総務課にて、この意見書の写しの收受を行っています。

そして7月9日、当該審査会が開催され、私と小石原総括の2人で出席をさせていただいて、口頭意見陳述を行っています。

その後、会のほうの審査が行われ、7月28日付で当該審査会の決定がなされたという形になっています。

その内容が、ここに書かせていただいているように、7月28日付の京丹後市情報公開・個人情報保護審査会の答申書において「本件審査請求は棄却されるべきである」との結論に

至っています。

京丹後市情報公開条例第19条第4項の規定に基づき、この答申書を尊重し、諮問庁である教育委員会は裁決を行うこととなり、また、併せて同条項では、当該裁決については、審査請求のあった日から起算して90日以内、8月11日になるのですが、それまでに行うよう努めなければならないと規定されていますので、本定例会での報告とさせていただきます。

<吉岡教育長>

報告第20号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

続いて4のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る7月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 8月学校行事予定について

② 8月保育所・こども園行事予定について

③ 生涯学習課の当面の主な行事予定等

<吉岡教育長>

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第13回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午前11時45分>

[9月定例会 令和2年9月1日(火) 午後1時00分から]